一般社団法人秩父地区労働基準協会

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育のご案内

令和6年2月から、労働安全衛生規則の一部が改正され、事業者は荷を積み下ろす作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に労働者を就かせる場合には、特別教育の実施が義務付けられました。(労働安全衛生法59条第3項、労働安全衛生規則第36条第5号の4、安全衛生特別教育規程第7条の4)

この度、当協会では、標記講習を下記により開催致しますので、操作の業務に従事している方あるいは従事予定の方が受講されますようご案内申し上げます。

なお、操作の業務には、稼働スイッチの操作の他、キャスターストッパーなどの操作、昇降板の 展開・格納も含まれます。

記

- 1. 開催日時 4月20日(十) 9時30分~ 16時
- 2. 講習会場 横瀬町町民会館 駐車場有り(秩父郡横瀬町横瀬 2000 電話 0494(22)2267)
- 3. 受 講 料 会 員 7,000円(税込、テキスト・資料代を含む。) 非会員 8,000円(税込、テキスト・資料代を含む。)
- 4. 受講資格 2024 年 1 月 31 日以前に荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの 操作の業務に 6 ヵ月以上の実務経験を有する方。(実務経験が 6 ヵ月に満た ない方はご相談ください。)
- 5. 申込方法 別添申込書に必要事項記入のうえ、受講料を添えて当協会までお申込み下さい。なお、<u>縦3.5cm×横3.0cm以上の写真を添付</u>下さい。 (秩父市上宮地町23-25 電話 0494-22-3020 FAX 22-3242)
- 6. 申込締切 4月10日(水)
- 7. 定 員 50名(定員になり次第締め切ります。)
- 8. 講習内容

科目	範 囲	時間	1
テールゲートリフターに 関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方 法、テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間	間
テールゲートリフターに よる作業に関する知識			罰
関係法令	・法、令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間	間
実技	・テールゲートリフターの操作の方法	1.0 時間	間

- 9. 会場内での飲食は可能です。
- 10. 講習修了者には、「テールゲートリフターの操作特別教育修了証」を発行いたします。 修了証発行のため、締切り後の受講者の変更はご遠慮下さい。

受付番	口.		
文门留	万		

テールゲートリフターの操作特別教育受講申込書

申込日 2024年 月 日

開催日時	2024年 4月20日(土) 9時 ~ 16時					
講習会場	横瀬町町民会館 2階会議室及び駐車場					
フリガナ		性 別	生年月日			
氏 名		男·女	昭和平成	年	月	日
フリガナ						
現住所	<u> </u>					

実務経歴証明書

上記の者は、 荷を積み卸す作		<u> </u>						
る。								
					2	024年	月	日
事業所名								
所 在 地								
証明者職・	氏名				月]		
ご担当者:	所属・氏連絡先 T	• •	F	AX				

上記の通り、受講料を添えて申し込みます。 ※ 縦 3.5cm×横 3.0cm以上の写真を 下欄に貼り付けてください。

※ご記入いただきました個人情報は、本講習の目的以外に使用致しません。